

# 自治会会則例

以下の会則は、あくまで参考例ですので、組織規模に見合った内容を追加、又は削除し、地域実態に合った会則を作成してください。

## 自治会会則（案）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4)
- (5)

#### （名称）

第2条 本会は、自治会と称する。

#### （区域）

第3条 本会の区域は、大阪府河内長野市 町 番地から 番地までの区域とする。

#### （事務所）

第4条 本会の事務所は、大阪府河内長野市 町××番 号に置く。

### 第2章 会員

#### （会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

#### （会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### （入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項に規定する入会の申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

#### （退会等）

第8条 会員が次の各号に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

## 第3章 役員

### ( 役員の種類 )

第9条 本会に、次の役員を置く。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 会長   | 1人 |
| (2) 副会長  | 人  |
| (3) 書記   | 人  |
| (4) 会計   | 人  |
| (5) 会計監査 | 人  |

### ( 役員の選任 )

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 会計監査と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

### ( 役員の職務 )

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 書記は、会長の命を受け、自治会事務の把握並びに総会、役員会の議事及び本会の重要事項を記録する。

4 会計監査は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会計及び資産の状況について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

### ( 役員の任期 )

第12条 役員の前任期は、年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の前任期は、前任者の前任期とする。

3 役員は、辞任又は前任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第4章 総会

### ( 総会の種類 )

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### ( 総会の構成 )

第14条 総会は、会員をもって構成する。

### ( 総会の権能 )

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

### ( 総会の開催 )

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後 箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 全会員の5分の1以上からの会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第4項第4号の規定により会計監査から開催の請求があったとき。

( 総会の招集 )

第 17 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 日前までに会員に文書をもって通知しなければならない。

( 総会の議長 )

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

( 総会の定足数 )

第 19 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

( 総会の議決 )

第 20 条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 会員の議決権 )

第 21 条 会員は、総会において、各々 1 箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の 1 とする。

(1)

(2) × × × × × × × × ×

( 総会の書面表決権等 )

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

( 総会の議事録 )

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数 ( 書面表決者及び表決委任者を含む。 )

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

## 第 5 章 役員会

( 役員会の構成 )

第 24 条 役員会は、会計監査を除く役員をもって構成する。

( 役員会の権能 )

第 2 5 条 役員会は、この規約で別で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

( 役員会の招集等 )

第 2 6 条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

- 2 会長は、役員 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 日前までに役員に通知しなければならない。

( 役員会の議長 )

第 2 7 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

( 役員 の 定 足 数 )

第 2 8 条 役員会には、第 1 9 条、第 2 0 条、第 2 2 条及び第 2 3 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 資産及び会計

( 資産の構成 )

第 2 9 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

( 資産の管理 )

第 3 0 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

( 資産の処分 )

第 3 1 条 本会の資産で第 2 9 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において 3 分の 2 以上の議決を要する。

( 費用の支弁 )

第 3 2 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

( 事業計画及び予算 )

第 3 3 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、会計監査の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年 月 日に始まり、 月 日に終わる。

## 第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第36条 この会則は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することはできない

(解散)

第37条 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

## 第8章 その他

(情報公開)

第38条 本会の会則、総会や役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類等、本会の運営や活動に必要な書類については、会員に公表しなければならない。

(慶弔)

第39条 会員家族の慶弔については、役員会で別に定める。

(細則等への委任)

第40条 本会則の施行に際し、会長は役員会の承認を得て細則等を設けることができる。

### 附 則

- 1 この会則は、 年 月 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の日から 年 月 日までとする。